

平成26年黒石市教育委員会第10回定例会会議録

日時及び場所 平成26年10月30日(木) 午後1時30分 黒石市産業会館 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 阿保淳士(教育長)
2番 千葉小夜子
3番 津軽承公
4番 中村康

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 奈良岡 和 保
学校教育課長 山谷 博文
社会教育課長補佐 谷川 清 志
文化スポーツ課長補佐 成田 浩 基
学校教育課長補佐 西塚 啓
学校教育課総務係長 中田 智 子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第75号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

平成26年黒石市教育委員会第9回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、平成26年10月30日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「阿保淳士委員」と「千葉小夜子委員」を指名する。

第4 教育長等の報告

1 教育長に委任された事項に係る教育委員会告示について（学校教育課）

平成26年10月23日、黒石市教育委員会告示第11号で平成27年度黒石市立黒石幼稚園園児募集要項を公示したので、別紙のとおり報告する。

平成27年度黒石市立黒石幼稚園園児募集要項

1 申し込み資格

4歳児 平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれの子

5歳児 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの子

2 願書受付期間

平成26年11月1日～平成26年11月30日（ただし土、日、祝日は除く。）

午前9時～午後4時

ただし、申し込みが募集人員に達しない場合は、受付期間終了後も引き続き受付する。

3 募集人員

4歳児 32名

5歳児 22名

4 選考基準

(1) 入園の申込みを受理した順から願書の精査を行い内定する。ただし、11月末日時点で応募者が募集人員を超えた場合は、市内在住者を優先し抽選を行う。

(2) 前号の内定の通知を受けたもので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号による認定を市から受けたものを選考する。

5 問合せ先

黒石市立黒石幼稚園

〒036-0339 黒石市美原町99番地2 電話 0172-52-2022

2 平成26年度黒石市成人式について（社会教育課）

黒石市長と共催で行う平成26年度黒石市成人式の開催要項を別紙のとおり報告する。

平成26年度黒石市成人式開催要項

1 趣旨

新成人を祝福、激励し、黒石市の将来を担う市民としての自覚を促すとともに、有権者としての意識の高揚を図る。

- 2 主 催 黒石市・黒石市教育委員会
3 日 時 平成27年1月11日（日）午後1時40分から
4 場 所 津軽伝承工芸館 多目的ホール
5 内 容
(1) オープニング（正調黒石ねぶたばやし保存会） 午後1時40分
(2) 式 典 午後2時
(3) 記念写真撮影（写真有料） 午後2時45分

6 対象者

平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた黒石市在住の市民。ただし、市外在住者でも希望者は参加できるものとする。

7 対象人数 340人（平成26年6月30日現在）

8 案内方法

住民基本台帳記載者及び希望者に案内状を送付するとともに、広報「くろいし」等に掲載する。

9 問い合わせ 社会教育課社会教育係 TEL 52-2111 内線614番

3 平成26年黒石市議会第3回定例会に提出した教育に関する事務の議案について

平成26年第3回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、平成26年黒石市教育委員会第9回定例会で協議したとおり、可決された。

4 平成26年黒石市議会第3回定例会での教育関係に係る一般質問について

(1) 学校教育課関係質問

① 教育行政について（自民・公明クラブ 工藤和行議員）

Q1 小・中学校の適正配置の方針一部見直し案について市報にも掲載されたが、今後、地域からの要望があれば枠組みの変更をすることもあるのか。

A1 小中一貫・小中連携教育の推進や学校統廃合指針の見直しなど国の動向を総合的に鑑み、今回の一部見直しに着手するに至ったが、今後、各地区へ出向いて説明会を行うにあたり、当然多くの意見が寄せられると考えられる。

しかしながら、教育委員会としては、適正配置の意義・目的という総論の部分については理解していただいているものと思っており、現在お示ししている枠組みでの統合を進めて参りたいと考えているので、引続き周知を図っていく。

Q2 統合が先延ばしとなり、給食実施が不透明となったが、給食は本当に実現するのか。

A2 完全給食の実現を望む保護者の声が多ことは十分承知している。教育委員会としても、子どもたちにとってより良い教育環境の充実を図るために必要なものと認識しているため、平成32年度以降に実現できるよう取り組んでいく。

Q 3 給食の実施について、弘前市との協定を今後も継続していくのか。

A 3 今後も実施していく。

Q 4 学校適正配置の地域住民等への今後の説明会の予定は。

A 4 今回の方針一部見直しに伴い、9月12日に市議会議員全員協議会で議員の皆様にご説明した後、市立小・中学校の校長で構成する黒石市校長会や、地区協議会長と公民館長が出席する連絡協議会での席上で、これまでの経緯と今後の方向性を説明してきた。今後は、地域住民を対象に、11月から、改めて市内10地区での説明会を開催していく。また、平成29年度に予定している中学校の適正配置では、来年4月に入学する生徒から統合に関わってくることから、各学校で開催される入学説明会などでも、保護者や生徒に対して積極的に情報提供し、理解を求めていきたいと考えている。

Q 5 黒石幼稚園の閉園について反対意見が出ているが、適切な説明の時期はいつだと考えるか。

A 5 8月に開催した保護者説明会の際に、保護者の皆様から「4月の入園時に説明をすべきではなかったか」との声を聞き、結果として、不信を抱かせてしまったことを大変申し訳なく思っている。これまで、平成17年度に廃園や民間移譲の話が持ち上がった背景や、平成21年度に「5年をめどに再度協議する」といった経緯、更には、この5年間、教育委員会での協議過程について保護者の皆様との情報の共有がうまくなされていなかったことについては、ひとつの反省点として捉えている。今後は、保護者の皆様への不安の解消と理解を図っていくために、なお一層の説明に努めていく。

教育委員会としては、現在の3歳児が3人にまで減ってしまった現状を受け入れつつも、この子どもたち3人が卒園するまでは、何とか黒石幼稚園としての教育環境を維持したいとの思いでいるため、平成27年度は4歳児及び5歳児、平成28年度は5歳児の入園募集を継続しながら集団教育の維持に努め、3年後の平成29年3月での閉園方針を公表した。何卒、御理解をいただきたい。

なお、今回の事例を受けて、今後のさまざまな事案の適切な説明時期は、それぞれの実情に応じて多方面から検討し、適宜適切な時期に対応していく。

② 教育問題について（自民・公明クラブ 大溝雅昭議員）

Q 1 就学援助の現状と取り組みについて

A 1 現状について、全児童生徒数からみた受給対象者数と割合は、平成24年度は539人で約18%、平成25年度は502人で約18.1%となっており、平成26年度の10月現在では457人で約17.3%と、わずかな変化はありますが、ほぼ横ばいが続いている状態と思われる。

取り組みについては、平成23年度から、県内では先駆けてクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を支給対象として行き届いた支援をしたことや、今年からの消費税増税に対しても、保護者の経済的負担が増すことが予想されたため、支給金額を増額し、更に手厚い援助を行っている。

Q 2 黒石市の子育ての経済状況は大変だと思われるが、どのような条件で就学援助を認定しているか。その対象の内訳は

A 2 就学援助を認定する条件は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者のほか、生活保護法の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金保険料の全額免除、国民健康保険税の減免、児童扶養手当の受給などとなっている。就学援助受給者のうち、申請理由別の認定者率は、平成25年度は、約67%が一人親世帯に支給されている児童扶養手当受給世帯となっており、次いで市民税非課税世帯が約15.2%、国民年金保険料の全額免除が約12%で、この3つの申請理由を合わせると約94.2%となり、総じて、こうした理由がほとんどを占めている。

③ 教育行政について（日本共産党 工藤禎子議員）

Q 1 小・中学校の適正配置によって、そもそも黒石の子ども達をどのように育てたいのか。

A 1 教育委員会が定めた適正配置の方針では、「将来にわたって子どもたちが生きる力を培うことができる学校教育の保障」を掲げている。本市の将来を担う子ども達には、集団生活を通しての学びから、児童・生徒相互の刺激や良い意味での競争力を身につけ、多様な意見を持つ人間関係の中から、心豊かにたくましく育ててほしいと願っている。また、教育施策の方針として掲げているとおり、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指している。

Q 2 適正配置と小中一貫教育、小中連携教育との整合性は。

A 2 小中一貫・小中連携教育の手法には、小学校と中学校を同じ校舎として進める施設一体型をはじめ、同一学区の小・中学校が教育課程や教育目標を共有し、児童生徒・教職員の交流を密にしていく連携の仕方など、さまざまな形態がある。現状では施設一体型の小中一貫校の導入は難しいことから、まずは、同一学区における小・中学校の連携教育の実現に向けて、調査・研究を進めていきたいと考えているので、適正配置との整合性は図られていると認識している。

Q 3 学校給食について、小中学校適正配置とは別問題として1年でも早く進めるべきでないか。

A 3 学校給食については、平成23年10月に、少子化で給食センターの調理能力に余裕ができると見込まれた弘前市と黒石市との間で「弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、小学校分の給食の提供を受けることで協議を進めてきた。弘前市との協議では、統合が確定しない状況下にあっては、給食供給を進められないため、現状としては小・中学校適正配置と給食供給が切り離せない状況となっている。

Q 4 黒石小・中郷小・北陽小の統合校が旧農林総合研究センター跡地に移転して、遠くなる保護者から理解が得られるのか

A 4 黒石小学校・中郷小学校・北陽小学校の統合校移転新築により、通学距離が遠くなる地域もあるため、スクールバスを運行する予定となっている。地域の道路状況や冬期間の状況などを考慮しながら運行計画を策定していきたいと考えているので、小・中学校適正配置を進める中で説明会などに出向きながら地域や保護者などの理解を得られるように努めていく。

Q 5 新教育制度へ移行するにあたり、教育行政の自主性を今までどおり確保できるのか。

A 5 平成27年4月から施行される新教育委員会制度では、市長が教育目標や施策の根本的な方針を示す教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することや、市長が招集する市長と教育委員会が教育政策等について協議調整する総合教育会議を設置することになり、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になる。しかし、新制度施行後も、教育委員会が市長から独立した執行機関であることには変わりはなく、最終的な執行権限は教育委員会に留保されることから、今までどおり教育行政の自主性は確保できるものとする。

Q 6 新制度による教育委員の選任は、教育委員の住民代表性を守れるのか。

A 6 新制度では、現教育長の任期満了後に、教育委員長と教育長が一本化した新教育長が設置されることになっており、教育行政に関し識見を有するものの中から市長が任命することになるが、その他の教育委員については、年齢・性別・職業等に偏りが生じないように配慮することや、教育委員の構成人数も教育長を含め5人と変わらないことから、これまで同様の教育委員の住民代表性は守られる。

Q 7 新制度移行による市長と教育委員会との権限の関係性は。

A 7 新教育長の任命や大綱の策定、総合教育会議の招集が市長の権限として新たに加わったほかは、これまでと変わるところはないと認識している。

しかし、総合教育会議の設置により市長と教育委員の協議・調整の機会が増え、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になることから、教育委員会としては、住民のニーズを適切に施策に反映させるため、民意を代表する市長との連携の強化を図りつつ、新制度施行後も教育委員会による政治的中立性の確保に努めていく。

(2) 指導課関係質問

① 教育問題について（自民・公明クラブ 大溝雅昭議員）

Q 1 土曜授業の実施に至った背景について。

A 1 平成20年度の学習指導要領改訂において、全国学力・学習状況調査等の結果から、「思考力・判断力・表現力」の育成が重視されるとともに、各教科の指導内容や授業時数が増加された。そこで、授業時数を確保することや、やや過密な教育課程を改善するために、土曜授業が行われている地域もある。さらに、平成25年11月、文部科学省は学校教育法施行規則を改正し、教育委員会が必要性を認める場合は、土曜日に授業を実施できると規定している。

Q 2 土曜授業の対応について、本市の考えは。

A 2 現時点では、土曜授業を行う考えはない。

その理由の一つ目は、土曜授業を考える前提として、毎年、各学校から報告されている学校評価や校長面談において、学校教育目標の達成状況を確認しており、その結果、保護者の土曜授業への要望や著しい教育の質の低下については、報告されていないからである。二つ目は、平成26年3月の時点で、土曜授業の調査を文部科学省の依頼により行ったが、その際も、実施希望の学校はなかった。今後、教育の質の向上、とりわけ目指す学力の定

着や向上、さらに、土曜授業を実施する場合の留意点等も考慮し、総合的に判断をしていく必要があると考えている。

Q 3 スマートフォンの規制の現状は。

A 3 市内小・中学生の携帯電話所持率は、小学生が12%、中学生が6.4%、スマートフォンは小学生が4%、中学生が20%となっている。校内への携帯電話やスマートフォンの持ち込みについては、市内の全小・中学校が、原則として許可していない。

Q 4 スマートフォンの適正な利用についての取り組みは。

A 4 各教科や総合的な学習の時間、道徳等の授業をとおして、情報モラルの育成等に努めている。また、警察、電気通信事業者、県消費者センター等の関係機関から講師を招くなど、小・中学生の指導及び保護者への啓発活動に取り組んでいる学校も増加傾向にある。

Q 5 スマートフォン・ネットトラブルについての情報収集方法とトラブルに対する取り組みは。

A 5 ネットトラブルの情報収集については、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等に不適切な書き込みや投稿をした小・中学生の情報が、県のソーシャルメディア監視員から教育委員会へ随時入ってくることになっている。

教育委員会としては、小・中学生のインターネット端末の所持率が高まっている現状を踏まえ、「コンピュータ研修講座」や「生徒指導連絡協議会」等の研修をとおして、ネット社会の問題に対する具体的な指導法について情報発信や指導を重ねている。今後も、学校・家庭・関係機関との連携を図りながら、情報モラルの育成やネットトラブルの防止に努めていきたい。

Q 6 いじめの現状と取り組みは。

A 6 いじめの認知件数について、平成24年度は小学校13件、中学校9件で合計22件。平成25年度は小学校5件、中学校8件で合計13件。今年度は、7月末現在で、小学校から4件、中学校から2件で合計6件の報告を受けている。内容は、冷やかしかからかい、悪口、仲間はずれなどで、全件とも指導し、解決しているとの報告を受けている。

学校の取り組みとしては、まず、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図るとともに、教職員間の連携を深めるなど組織的な対応に努めている。また、日常における児童生徒の観察、アンケート調査の実施などをとおして、いじめの早期発見・早期対応に努めている。その他いじめが判明した場合には、保護者や教育委員会、場合によっては警察と連携・協力しながら迅速で丁寧な対応をしている。

Q 7 不登校の現状と取り組みは。

A 7 不登校を理由として30日以上欠席している児童生徒は、平成24年度は小学校1人、中学校22人で合計23人。平成25年度は中学校のみで19人。今年度は、7月末現在で、小学校1人、中学校6人で合計7人となっている。要因は、不安など情緒的混乱や無気力、いじめを除く友人関係をめぐる問題などが挙げられる。

不登校の取り組みについては、教育相談の充実を図ることや授業で児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組めるよう、学校や学級に居場所をつくること。また、状況に応じて、家庭訪問や電話連絡をこまめに行うなど、本人や家族との関係づくりを心がけている。

なお、教育委員会では、教育相談の窓口として、学習適応指導教室相談員が応じており、場合によっては、通室させながら学校への復帰を目指すよう粘り強く指導にあたっており、今後も、学校や家庭、関係機関との連携を深め、いじめの根絶、不登校児童生徒の減少に取り組んでいく。

Q 8 不登校対策について、改めて教育委員会の考えを聞きたい。

A 8 学校が不登校児童生徒や保護者との関係を大切にし、不安や悩みの解消を図り、望ましい生活が主体的にできるような働きかけや支援に努めていきたい。

(3) 社会教育課関係質問

① 補助金のあり方について（自民・公明クラブ 中田博文議員）

Q 1 市連合婦人会の会員の減少に対し、市としてどのような支援を考えているのか。

A 1 本市においては、近年、婦人会に限らず各種団体の会員の減少傾向が見られていることは事実であり、この現状を重く受け止めている。

教育委員会では、支援の一つとして、これまで地区加入での加入から、単位又は個人でも加入できるよう、会則の見直しを検討するため、市連合婦人会と話し合いを持ち、会員の増強が図れるよう協議している。また、市連合婦人会に加盟していない地区婦人会に対し、地区協議会や公民館にも加盟を促すよう引き続き働きかけていく。

Q 2 市連合婦人会の活動を活発化するために補助金の増額をしてもらえないか。

A 2 今年度は、市制60周年記念事業として来年の1月に行われる婦人大会で宮古市との交流事業を計画しており、前年度より市連合婦人会活動補助金を6万円増額し、15万円としている。現状において、市連合婦人会の活動に対して、補助金の増額は考えていないが、特別な事情等での要望があった場合には、検討していきたい。

② 市民文化会館について（自民・公明クラブ 中田博文議員）

Q 1 市民文化会館の一部再開について、前定例会の答弁以降、改修工事費の見直しを図り、必要最小限でオープンが可能かどうかを検討しているのであれば、その内容等について伺いたい。

A 1 前定例会の答弁を踏まえ、これまでに庁内関係部局と連携を図りながら、一部再開に向けての検討会議を2回実施している。当初の改修工事見積額を精査したところ、削減が可能な項目はあったが、一部再開については、開館時の運営面など総合的な問題も関係してくることから、引き続き様々な角度から課題を探り、検討を進めていく。

Q 2 市民文化会館の一部再開について、見直しにより工事費が削減された場合、再開が早まることはあるのか。

A 2 一日も早く再開したいという強い思いはあるが、本市においては財政健全化が最重要課題であることから、再開については、総合的に精査された内容を熟考し判断していく。

(4) 文化スポーツ課関係質問

① 黒石市の里山観光振興について（自民・公明クラブ 黒石ナナ子議員）

Q 1 中野もみじ山と黒森山に所在する貴重な物件を市の遺産登録にできないのか。

A 1 中野もみじ山の一角にある中野神社は、津軽三不動のひとつとして知られている。また、黒森山の一角にある浄仙寺は、江戸時代には寺子屋であったという歴史のほか、郷土が生んだ文人たちの文学碑を建てられたことから文学の森と称され、いずれも数多くの観光客が訪れているところである。その敷地内には、県の天然記念物をはじめ、市の天然記念物及び有形文化財が点在しているが、この他にも貴重な物件が存在する可能性があるため、今後も調査を行うとともに貴重な物件があれば所有者と協議し、黒石市文化財保護審議会に諮問したいと考えている。

② 旧松の湯建設事業について（自民・公明クラブ 北山一衛議員）

Q 1 旧松の湯の工事費が当初予算に比べて増額しているが、その経緯と内訳について

A 1 旧松の湯の工事請負費が、当初予算2億4千625万3千円から2億6千477万円増加した経緯については、公共工事設計労務単価や建設資材等の価格が、ともに平均で7%ほど上昇していることに加え、土蔵の土壁の崩落により、当初、補修で見込んでいたものから、建築することとなったためである。

Q 2 旧松の湯について、土地建物の取得から落成に至るまでの総額について

A 2 総予算額は、土地建物の取得に2億2千00万円、設計や監理に2億8千36万1千円、建築工事に2億9千460万7千円、合計で3億4千496万8千円となる見込である。

Q 3 旧松の湯建設事業費に対する国の補助率について。

A 3 一部を除き文化庁の補助事業として行われており、補助率は2分の1で、金額にして1億6千989万4千円を見込んでいる。

Q 4 旧松の湯落成までのタイムスケジュールについて

A 4 現在行われている再生2期工事の工期は、平成27年3月20日となっているが、今回追加する防災事業等により、非常に厳しいスケジュールとなっている。このことから、オープン時期については、工事の進捗を見ながら検討したいと考えている。

Q 5 旧松の湯施設の内容について

A 5 まず観光拠点としては、観光案内所、観光展示室、休憩所等があり、観光客への情報提供や休憩の場として使うことができる。次に防災の拠点としては、中町地区伝統的建造物群保存地区を守るための易操作性1号消火栓や防火水槽を備え、災害時には地区住民の避難場所としても活用できるものと考えている。地域コミュニティの拠点としては、市民展示室や談話コーナー等があり、中町地区をはじめ市民の憩いの場として、にぎわいのある施設とすることを考えている。他に大石武学流庭園やテナントなど多目的に利用可能な土蔵のほか、多目的トイレや授乳室など、訪れた人が快適に過ごすことができるように整備

する予定である。

日程第5は人事案件のため、秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

公開審議終了（午後2時10分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第20条及び第21条の規定に基づき作成した平成26年黒石市教育委員会第10回定例会の会議録（秘密会を除く。）について、規則第22条の規定による承認を受けたので、規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成26年11月25日

黒石市教育委員 （阿 保 淳 士）

黒石市教育委員 （千 葉 小夜子）